

2025 年 8 月 19 日

各 位

会社名 コーアツ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 出口 稔
(コード番号 1743 東証スタンダード・福証)
問合せ先 取締役管理本部長 種子 和人
電話番号 099-229-8181

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づき、臨時株主総会の招集請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2025 年 8 月 15 日付。以下「本請求書」といいます。）を 2025 年 8 月 18 日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求者の概要

松澤 孝一氏

請求者は、当社の総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 ヶ月前から引き続き保有している株主であります。

2. 請求が行われた年月日

2025 年 8 月 18 日

3. 本請求の内容

(1) 株主総会の目的事項

- ① 2025 年 8 月 5 日付で株式会社ウエムラが公表した当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、本公開買付けの一時停止および当社による本公開買付けに関する賛同の意見表明および応募推奨の撤回の議決の提案
- ② 有価証券報告書に開示すべき関連会社が未記載であることによる影響を加味した公開買付価格算定案（最低額）の提案
- ③ 有価証券報告書の不記載が今回の公開買付価格評価に重大な影響を与えている事実に鑑み、金融商品取引法違反に関する第 3 者による調査委員会の設置の提案
- ④ 代表取締役解任の提案

(2) 招集の理由等

本請求書の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

4. 本請求への会社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以 上

鹿児島市伊敷 5 - 1 7 - 5
コーアツ工業株式会社
取締役会 御中

2025年8月15日

茨城県水戸市

松澤 孝一



臨時株主総会招集請求及び同議案提出の件
私は会社法297条の1の規定に基づき、
6ヶ月以上発行済み株式の3.9%（議決権
900個）を引き続き保有しており、本書
到着から遅滞なく臨時株主総会の招集請求、
及び同総会での以下の議案を提案致します。
なお、当月個別株主通知を実施済である。

1. 臨時株主総会招集請求の目的

2025年8月5日に開示された「株式会社
ウエムラによるコーアツ工業株式会社（証券
コード：1743）に対する公開買付の開始
に関するお知らせ」に関し、同社の提示した
買付価格が低すぎるため、一個人株主として
買付価格の引上げを目的とする。このため
(1)同公開買付の一時停止およびコーアツ工業
株式会社（以下コーアツ）による賛同の意見
表明および応募推奨の撤回の議決の提案

(2)有価証券報告書に開示すべき関連会社が未記載であることによる影響を加味した公開買付価格算定案（最低額）の提案

(3)有価証券報告書の不記載が今回の公開買付価格評価に重大な影響を与えている事実に鑑み、金融商品取引法違反に関する第三者による調査委員会の設置の提案

(4)代表取締役解任の提案

これらを臨時株主総会の議案とする。

なお、議案の審議、採決に先立ち、会社法308条の規定より、本臨時株主総会において株式会社植村組（以下植村組）、またその100%子会社である株式会社ガイアテック、株式会社日本地下技術、またそれら3社が85%を所有する株式会社ウエムラ、その他植村組の子会社、孫会社に会社法308条により議決権が無いことを周知すること。

2. 各議案の提案理由と要旨

議案(1) 公開買付の一時停止およびコーアツによる賛同の意見表明および応募推奨の撤回の議決 の提案理由

8月5日の開示日の終値に対して僅か6%のプレミアムを上乗せした1840円という買付価格は、他社の事例および予想PER水準（7倍）、実績PBR（0.44倍）から考察すると低配当性向および数年に及ぶ減損損

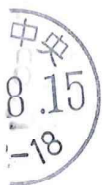
失等による低株価政策をコアツは行い、また他上場企業が市場価値向上を目指して自社株買いを行ってきたのに、コアツは全く行わず、これらが市場の低評価の原因だった。また類似企業（PS 三菱等）と比べても、著しく低い企業評価を会社は放置してきたのに僅か6%のプレミアムを上乗せしただけの買付価格の算定を認め、MBOの賛同の意見表明および応募推奨をしたことは、買付側のみ大きなメリットがあり、一般株主のメリットは僅かであり、著しく公平感を欠いているため。

更に公開価格算定にはコアツが保有する非上場の植村組の株式評価が一切考慮されておらず、デューデリジェンスに著しい不備があるため。

議案(2)有価証券報告書に開示すべき関連会社が未記載であることによる影響を加味した公開買付価格算定案（最低額）の提案理由

コアツの有価証券報告書には保有する非上場会社の株式として植村組を株数28万株簿価686百万円として記入がある。

しかし有価証券報告書には関連当事者として植村組およびその子会社との所有、被所有関係の記載がない。コアツは株式会社ケイテ



ックを子会社とする連結決算を実施しており、個人的な試算で49%以上保有している、植村組を連結会計および公開買付価格の評価に反映させないのは著しいデューデリジェンス手続上の不備にあたる。

しかし、MBO自体は買付サイド、一般株主サイド双方にメリットがあることが考えられるため、以下の方法での買付価格の再評価を議案として提案する。

コアツの植村組株保有280千株(a)

株式会社植村組の1株当たり純資産(b)※

※令和7年5月31日現在

$(a \times b - \text{簿価}) \times (1 - \text{実効税率}) \cdots c$

cで計算される値はコアツが保有する植村組株を植村組側が自社株買いした場合にコアツに流入する純利益に類似する。

かつて植村組が自社株買いをしており、その際の自社株買い価格の算定方法と異なれば株主平等の原則に反する。

cを8月5日の終値による時価総額dに加算し、1株当たりの買取価格を決定する。

cを仮に18億円、dは39.37億円

$(c+d)/\text{発行済株式数}$ を試算値とする。

試算最低買取価格 1株当たり 2,516円

買取側は純資産以下で買取り、一般株主も時価に市場慣行並みのプレミアムとなる。



議案(3)有価証券報告書の不記載が今回の公開買付価格評価に重大な影響を与えている事実に鑑み、金融商品取引法違反に関する第三者による調査委員会の設置の提案理由
上場時の1999年と現在とでは企業法制に変化がある(例 会社法308条)ものの過去からコーアツが植村組及びその傘下企業との所有、被所有関係を明示せず、持分法を適用せずに財務諸表を過少のまま報告、または是正措置を怠ってきたことは実質的に金融商品取引法における有価証券報告書の虚偽記載に当たるので、過去に遡り調査する第三者委員会の設置を提案する。

議案(4)代表取締役解任の提案理由
著しく低プレミアムによるMBO買付価格に対する賛同とMBOへの応募推奨、重要な関連会社である植村組との所有、被所有関係の隠ぺい、MBO手続におけるデューデリジェンスの不備等により、取締役会、監査役会の責任は免れず、まず代表取締役の出口稔社長の解任を提案する。

以上

この郵便物は令和 7 年 8 月 15 日第 12890 号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

